

健康保険料率の改定

3月分（4月納付分）より協会けんぽの健康保険料、介護保険料の料率が以下の通り、改定されます。

東京都 9.98%（↓）、神奈川県 10.02%（→）、大阪府 10.34%（↑）

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.60%（↓））が加わります。

※厚生年金保険料率（18.30%）は変更ありません。

労災保険料率の改定

4月より労災保険料率、第2種特別加入保険料率および労務費率が改定されます。業種により適用される料率が異なりますので、以下URLにてご確認ください。

厚生労働省 URL：令和6年度の労災保険料率について（令和6年度から変更されます）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html